

第52回 統計委員会 議事概要

- 1 日 時 平成23年12月16日（金）13：00～15：19
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室
- 3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、安部委員、川本委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課長、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

西川内閣府大臣官房総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、伊藤総務省政策統括官（統計基準担当）、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 専門委員の発令等について
- (2) 諮問第42号「科学技術研究調査の変更について」
- (3) 部会の審議状況について（報告）
- (4) その他

5 議事概要

- (1) 専門委員の発令等について

樋口委員長から、資料1に基づき専門委員の発令及び資料2に基づき部会に属すべき専門委員の指名についての報告があった。

- (2) 諮問第42号「科学技術研究調査について」

樋口委員長から諮問内容の説明の際に、直近の答申における今後の課題への対応状況、基本計画における指摘事項への対応状況、関連する統計の動向等も審議の対象とすること、必要に応じて調査実施府省等からも補足説明を行うこと、審議時間を十分確保すること等について説明があった。

中川総務省統計審査官及び調査実施府省等から、資料3に基づき、諮問内容の説明が行われた。その後、本諮問については、サービス統計・企業統計部会に付議されることとなった。主な質疑は以下のとおり。

- 「特定目的別研究費」の分野の追加について、今回追加した3分野と従来からある8分野に

について、客体からみると回答が重複するのではないかとのことだが、どのように処理する前提なのか、説明いただきたい。

- 従来からある項目との重複を排除するのは不可能なので、それぞれの分野でみた研究費が時系列的に比較できるような形で公表できればと考えている。また研究費を今回追加した3分野のどこに記入すべきかについて、第4期科学技術基本計画における例示も踏まえ整理し、記入要領を工夫することとしている。
- 研究者の年齢構成の把握は若手研究者支援等の政策等で重要であると考えられるが、研究者の年齢構成を調査する可能性はあるのか。
 - 科学技術の国際的標準である OECD のフラスカチ・マニュアルでは年齢別構成を把握することを推奨しているが、記入者の負担もあり、現在調査していない。このほかの事項とフラスカチ・マニュアルとの関係も含め、部会で十分議論いただきたい。
- フラスカチ・マニュアルは国際比較のための基準を定めており、どの程度準拠しているかを把握することは重要であるが、研究開発の定義に違いがあること、性格別研究開発費に資本支出も含んでいること、同一グループ内の企業の取引について捉えていないこと、科学技術分野分類の内訳が異なっていること、年齢・性別を捉えていないことなど、マニュアルに従っていない点がある。さらに気になる点として、内閣府と総務省が協力して研究開発支出の資本化が進むよう考慮すること及びフルタイム換算データにおける研究員の分類等について文部科学省と総務省で協議し調整することが必要であると思う。
- 科学技術研究調査は平成19年から民間委託し調査をしているが、これについて委員の意見をいただきたい。
 - 公共サービス改革法の対象として民間開放しており、第1期の契約が22年末までで、現在第2期に入っている。実績評価では目標回収率は達成されているが、企業等は他の組織に比べ回収率が低い。調査項目が企業機密に属する面もあり、民間開放以前から企業等の回収率は高くないので、完全に包括的な民間ではなく、回収では統計局へ返信いただき、集計等は統計センターで実施しており、第2期も同様の形態である。民間開放といっても考えるべき要素があり、公の部分でやらざるを得ない側面がある。また未回答、未記入がかなりあり、どう協力いただくかが今後改善すべき点で、実績評価でも指摘されている。なお第1期に概算で650万円程度の経費が削減されており、効率化の点では民間開放でそれなりの効果があったといえる。
 - 事実確認が必要であるが、外資系では協力する意向がないところがあると聞いており、日本で経済活動をしていただく以上は、もう少し強い収集もあってもよいのではないかとこのことを当時感じた。
- 特定目的別研究費に追加する3分野は概念としてなじみがなく、今後の継続性に問題があるのではないかと。また「震災からの復興」の分野については、東北地方での研究が全て含まれてしまうので、そのあたりもよく検討いただきたい。
- 国民経済計算で研究開発を資本化する際に重要なのがフルタイム換算である。調査票では研究を兼務する者等はフルタイム換算を書く欄があるが、主に研究に従事する者にはないので、そこに案分した値を記入させるといったことを検討いただきたい。
- 諮問事項に名称変更があるが、今後名称変更を予定している基幹統計を一括して処理できないのか。

→ 新統計法で統計調査と統計の概念を分けたので、その後初めて諮問する際に統計調査と統計の名称が同じものについては、それらを分けていくことになる。

(3) 部会の審議状況について（報告）

① 労働力調査及び就業構造基本調査の変更等に関する審議状況について、資料4-1に基づき、人口・社会統計部会の津谷部会長からの報告があった。主な質疑は以下のとおり。

○ 「従業上の地位」について、基本計画の中で平成23年度までに結論を得ることになっている。これについては法律上の背景があり各調査間で用語の統一が難しいとの指摘があったようだが、どういうことなのか。

→ 労働力調査等では雇用者という用語が使用されている一方、賃金構造基本調査等では労働基準法にある労働者という用語が使われており、このような背景から直ちに統一することは難しいという見解が総務省から示されているが、委員長の指摘のように、法制が変更され、「従業上の地位」についてもできる限り用語は統一して政府統計の中で使っていくようなので、その方向で今後検討していきたいと個人的には思う。

→ 「短時間労働者」については、パートタイム労働法で、事業所における一般の労働者よりも労働時間が短い者と定義されているが、事業所対象の調査では把握しやすいものの、世帯調査では難しい。「従業上の地位」の統計基準化については指摘も踏まえ今年度検討を続けるが、法令上の定義を統計調査に適用する際には、一定の限界がある。

→ これまで、厚生労働省の調査では、労働基準法で規定されている労働者の用語で調査を実施しており、この用語を使用したいと考える。短時間労働者についてはパートタイム労働法に則して専ら、事業所対象の調査で使用している。

○ 労働力調査の調査票の中では、パート雇用者という用語はどこに出てくるのか。

→ 調査票の中では雇用者等の用語は使われていない。統計表で表章する際に使用している。

○ 短時間労働者という用語を調査の間で統一できないのか。

→ 短時間労働者については、調査の間で概念が異なっている。賃金構造基本調査等ではその事業所で働く一般の労働者よりも短い時間ということを調査している。労働力調査等では1週間に何時間仕事をしたかを調査しており、一般の労働時間と比べて短いかどうかはわからないと考えられる。

○ 調査票に雇用者、労働者という用語を使っておらず、報告書等で表章する際に各調査で雇用者と労働者という用語が異なっている。定義を合わせることは集計する側の問題であるから、関係府省、関係部局の間で調整・合意ができれば、同じ用語を使っていくことで混乱が少なくなるのではないか。労働力調査の月末1週間の労働時間において有給休暇で労働時間が短かった者は短時間労働者と呼ばないようにしないと、逆に問題が起こるのではないか。

→ 用語の使い方については、今後注意していくが、労働力調査ではそのような紛らわしい用語は使用していない。

○ 調査担当者が慣れている言葉を使いたいということだと思うが、用語の統一を禁止するような法律等はあるのか。

→ 禁止しているものはないが、その統計でこれまで使用してきた用語を、中身も変わらないのに変えていいのかという話はある。法律で定められている労働者、短時間労働者等の数字を示すために用語を統一しているということと理解している。

- 今回の対象は労働力調査等の世帯対象の調査で、審議の際に指摘があり、その結果を報告いただいた。賃金構造基本調査等の事業所対象の調査については、今後諮問された際に、ここで指摘いただいたような集計ができるのかも含めて検討することとしたい。
- 厚生労働省の調査は政策と結び付いており、用語の変更で支障がないかを検討する必要がある。また、事業所調査で主に回答する人事担当者は労働基準法等に詳しく、法令で使用されている労働者という用語に慣れており、雇用者という形で調査すると混乱を招く可能性がある。そのため、そこも含めて今後議論したい。
- 労働時間が短い人が多い事業所で、定義によって結果に違いが出るのかを、実際に見せていただくとうわりやすいと思うが、それは可能か。
- ご指摘のようなことも踏まえて検討してまいりたい。
- ② 小売物価統計調査と全国物価統計調査の審議状況について、資料4-2に基づき、サービス統計・企業統計部会の廣松部会長からの報告があった。主な質疑は以下のとおり。
- 全国物価統計調査を中止することで、地域間の価格差の情報が減ると考えられるが、過去の結果と比較して地域間価格差の指標がどの程度結果が変化するのか、評価する必要があるのではないか。
- 調査する地域、店舗等が少なくなることは事実だが、現状の5年ごとの公表から今後毎年公表することにしており、様々な施策に利用される際に、速報性の点で意味がある。変更した際の効果については、今後詰める必要がある。
- 結果の検証については今後実施していきたい。調査地点数が減るが今後隔月でデータが継続的に取れて、安定性、継続性という面からの精度向上ということも期待できるので、プラスの面も大きいのではないかと考えている。
- 全国物価統計調査を中止することで、行政施策上、困ることはないのか。
- 各府省に確認し、問題ないという回答をいただいている。
- 調査地点数を変更した際に、格差に関する指標がどの程度変わるかを検証してはどうか。
- 指摘された点は見てみたいと思うが、過去の5年に1度の調査では毎回新規調査のような形で独立した面があり、地域の差以外のノイズ等も入ってくることから、そういったものをなくすことにも主眼を置いている。
- 新設する「動向編」で、各都道府県の人口50%をカバーする形で、市町村レベルで抽出し、地域別価格差を調べることであり、調査地点数の減少に関するマイナス面をカバーする点では工夫しているといえる。
- 過去の結果からサンプリングをすることで、指標の分散等がわかると思うが、それを見せいただくことは可能か。
- 検討する。

(4) その他

- ① 総務省から、参考3に基づき、東日本大震災に伴う基幹統計調査の変更申請の承認に関する状況について報告があった。
- ② 総務省及び内閣府経済社会総合研究所から、参考4に基づき、国民経済計算の作成方法の変更について報告があった。

③ 次回の委員会は、1月20日（金）の17時から開催する予定。

議題は、「諮問第39号の答申 労働力調査の変更及び労働力調査の指定の変更（名称の変更）について（案）」、「諮問第40号の答申 就業構造基本調査の変更及び就業構造基本調査の指定の変更（名称の変更）について（案）」及び「諮問第41号の答申 小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について（案）」等を予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>